

2.5割負担の対象拡大優先

介護保険見直し厚労省意向

介護保険制度の「給付と負担」の見直しをめぐり、厚生労働省は28日、サービス利用料の負担割合が2.5割となる人の対象拡大など3項目を優先して検討する考えを示した。早ければ2024年度からの実施を目指しているが、調整が難航する可能性もある。

ほかに検討を本格化するのは65歳以上の高所得者の保険料引き上げ、介護老人保健施設（老健）などの多床室の室料の全額自己負担化。28日の社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の部会で方針を明らかにした。同省はこれまで七つの制度見直し案を示していた

が、保険料を払う対象拡大や要介護1、2のサービスの一部を保険給付から外して市町村の事業に移すといった4案は事実上、先送りの公算が大きくなった。

介護サービスの利用者負担は原則1割。ただ15年からは一定以上の所得がある人（単身なら年金収入などが年280万円以上、合計所得が160万円以上）で2割負担が導入された。さらに18年からは「現役並み」の高所得者（単身なら年金収入など340万円以上、合計所得が220万円以上）を3割負担にした。ただ2.5割負担の人は全体の1割弱にとどまる。

一方、75歳以上が入る後期高齢者医療は、今年10月から一定以上の所得がある人の窓口負担が「1割負担」から「2割負担」に引き上げられ、全体で3割の人が2.5割負担に。同省はこれを踏まえ、介護保険の利用料でも2.5割負担となる人を広げたい考えだ。

利用者負担の引き上げに對しては、必要なサービスの利用控えにつながるという指摘や物価高騰下などでの影響を懸念する声もある。だが厚労省は、15年と18年に利用者負担を拡大した際には目立った利用控えはない、と説明している。

（石川友恵）